

錦町「週休 2 日工事」実施要領

(令和 7 年 1 月 29 日制定)

(令和 7 年 10 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、錦町では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休 2 日推進に向け「週休 2 日工事」を実施する。

(週休 2 日工事の定義)

第 2 条 週休 2 日工事の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 週休 2 日工事

週休 2 日（現場閉所型）工事及び週休 2 日（交替制）工事の総称をいう。

2 週休 2 日（現場閉所型）工事

(1) 週休 2 日（現場閉所型）工事

対象期間において、4 週 8 休以上の休日（現場閉所）を確保する取り組みをいう（曜日の特定はない）。

やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替の休日（現場閉所）を確保するものとする。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休 2 日の対象期間外の作業として取り扱う。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休 2 日の対象期間に含まない。

(4) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

※各週、各月でも算定を行う。

3 週休 2 日（交替制）工事

(1) 週休 2 日（交替制）工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保す

る取り組みをいう。

(2) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者、技能労働者は除く。

(3) 対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休 2 日の対象期間に含まない。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(4) 休日率

休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

(5) 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

※各週、各月でも算定を行う。

4 現場の閉所状況または平均休日率の状況による区分

現場の閉所状況または平均休日率の状況による区分は、以下のとおりとする。

(1) 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所率又は平均休日率が 28.5%（2 日/7 日）以上を行ったと認められる場合。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

(2) 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率又は平均休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上と認められる場合。

なお、暦上、週 2 日の閉所では現場閉所率等が 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休 2 日

対象期間内において、現場閉所率又は平均休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上と認められる場合。

（対象工事）

第 3 条 対象工事は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 週休 2 日（現場閉所型）工事

錦町が発注する工事のうち、原則として、下記 2 に該当する工事を除いたすべての工事を対象とする。

2 週休 2 日（交替制）工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な以下の工事を対象とする。

- (1) 工期や作業工程に制約がある工事
- (2) 災害復旧工事
- (3) 施工箇所が点在する維持補修工事（維持補修委託など）

なお、応急工事については、週休 2 日工事の対象外とする。

（発注方式）

第 4 条 原則、先積み方式による発注とする。

1 月単位の週休 2 日を基本とする。

なお、受注者が工事着手前に完全週休 2 日（土日）による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合には、完全週休 2 日（土日）の工事として施工できる。

（実施方法等）

第 5 条

1 条件明示等

発注者は、週休 2 日工事（現場閉所型もしくは交替制のいずれか）の対象であることを入札公告等及び特記仕様書に明示する。（別紙 1、2）

2 受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前までに「週休 2 日工事」実施について、監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休 2 日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

「週休 2 日工事」の実施を希望しない場合は、次項以降の規定は適用しない。

3 看板等による表示

受注者は「週休 2 日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 3）

4 休日取得計画

(1) 週休 2 日（現場閉所型）工事

受注者は、施工計画書提出時に週休 2 日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙 4）を監督員に提出する。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

(2) 週休 2 日（交替制）工事

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出する。

5 実施報告

(1) 週休 2 日（現場閉所型）工事

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りま

とめ、毎月、監督員に提出する。

(2) 週休 2 日（交替制）工事

受注者は、休日取得状況表（別紙 5）により休日の取得状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

6 確認の方法

(1) 週休 2 日（現場閉所型）工事

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

(2) 週休 2 日（交替制）工事

監督員は、受注者から提出された休日取得状況表の休日を確認する資料として、受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

7 監督員の対応

監督員は、週休 2 日工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないように指導する。監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示を行わない。

（工事費の積算）

第 6 条

1 当初設計

発注時は月単位の週休 2 日として積算を行う。

2 変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休 2 日（土日）又は補正無しに変更する。

なお、完全週休 2 日（土日）の判断に当たって、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設けることによって、土日を閉所しているとみなす。

また、工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休 2 日の取り組みを希望しないものを含む）については、週休 2 日未実施として変更する。

附 則

本要領は令和 7 年 4 月 1 日以降の契約工事から適用する。

附 則

本要領は令和 7 年 10 月 1 日以降の契約工事から適用する。